

**秋田市立小・中学校校務用パソコンおよび学校給食費システム用パソコンにかかる
機器納入設置および賃貸借
仕様書**

1 件名

秋田市立小・中学校校務用パソコンおよび学校給食費システム用パソコンにかかる機器納入設置および賃貸借

2 機器仕様および数量

別紙1「機器構成等明細書」、別紙2「機器要求仕様書」および別紙3「ハードウェア物品設置場所一覧」のとおり

3 物件の引渡し期日

令和6年8月30日（金）

4 賃貸借期間

令和6年9月1日～令和11年8月31日（60か月リース）

5 調整・納入日程

秋田市教育委員会事務局学事課が指定する日程

6 設置場所

別紙3「ハードウェア物品設置場所一覧」のとおり

7 納入条件

本件に関わる借入物品について、納入は以下の手順により行うこと。

納入にあたっては、機器等の搬入・据付け・結線・事前設定・調整等に関して、校務用パソコンについては、本市担当者の指示に従うとともに、本市教育情報ネットワーク（愛称：はばたけ秋田っ子ネットワーク）管理者の指示に従うこと。

また、学校給食費システム用ノートパソコンについては、本市担当者の指示に従うとともに、秋田市内部情報系ネットワーク管理者（情報統計課）の指示に従うこと。

なお、納入開始までに、別紙3「ハードウェア物品設置場所一覧」の変更が発生した場合、速やかに本市担当者の指示に従い、変更を行うこと。

また、以下に記述する納入条件に係るすべての費用は、本契約納入業者の負担とする。

(1) 事前設定・調整

上記の事前設定には、端末機器への周辺装置の装着等の事前組立等の作業を含むほか、IPアドレスの設定等、下記の作業項目も含むものとする。

なお、各作業項目において設定すべき内容および初期値は、別途本市担当者との協議のうえ行うこと。

また、OS、各プロダクト、通信環境のセットアップについては、本市担当者との協議のうえ行うものとする。

<作業項目>

1) 共通項目

① Windows11 Pro 64bit のセットアップ

- ・OSのインストール、設定、ライセンス認証
- ・最新のセキュリティパッチを適用

なお、将来的にOSのアップグレードが必要となった場合、本契約納入業者の負担でアップグレードを行うこと。

② 通信環境のセットアップ

- ・IPアドレス、サブネットマスク、ゲートウェイ等の設定、既存ドメインへのログオン、共有ドライブの接続確認

③ 配布先で利用するプリンタのドライバソフトのインストール

なお、インストールするドライバソフトが複数の場合は、一般的に利用するものだけをインストールし、動作確認すること。（事前調査、ドライバソフトの入手を含む。）

④ 既存ネットワーク設定(センターサーバ接続設定を含む。)および接続動作の確認

⑤ 各プロダクトのインストール、設定

- ・Microsoft Edge 最新版のインストール、設定、パッチ適用
- ・Google Chrome 最新版のインストール、設定
- ・Microsoft Office Professional Plus 2021 のインストール、設定、パッチ適用、ライセンス認証
- ・JUST Office 5 のインストール、設定、パッチ適用、ライセンス認証
- ・Adobe Acrobat Reader DC のインストール、設定 (Adobe Acrobat DC をデフォルトのPDF オーナーとして設定)
- ・既存ライセンスのウィルス対策ソフトのインストール

⑥ 本体にプリインストールされたソフトウェアのうち、ゲーム等仕様範囲外のソフトウェアのアンインストール

2) 校務用ノートパソコンおよび教材作成用デスクトップパソコン

- ① 有線LANでの既存教育情報ネットワークへの接続設定を行うこと。
- ② AssetView (ソフトウェアは本市手配済み)、Thunderbird の各最新版インストールを行うこと。
- ③ 教材作成用デスクトップパソコンについては既存パソコンのデータ (メール設定を含む) 移動を行うこと。

3) 学校給食費システム用パソコン

- ① 有線LANでの既存内部情報系ネットワークへの接続設定および接続動作の確認を行うこと。
- ② .NET 最新版のインストール
- ③ SCVXClient のインストール (ソフトウェアは本市手配済)
- ④ 7zip のインストール・設定
- ⑤ AssetView (ソフトウェアは本市手配済) のインストールを行うこと。
- ⑥ Microsoft Edge の IE モード使用設定

(2) 既設機器の撤去・移動について

本市担当者の指示に従い、本契約納入業者の負担において行うこと。

(3) 納入機器情報等の記載

納入する機器については、本契約納入業者の負担にて、別途指示する機器納入情報等を記載したシールを貼り付けること。

(4) 事後処理

外箱の処理、保証書・添付品の整理および保管場所の学校担当者への通知を本契約納入業者の負担において行うこと。

(5) 現場作業について

事前設定・既設機器撤去・移動、当該物品の納入を別紙3「ハードウェア物品設置場所一覧」に示す場所にて作業を行う場合、事前に納入スケジュールを本市担当者に通知するものとし、また、一連の現場作業は平日 (月曜日から金曜日、祝日を除く。) の午前8時30分から午後4時30分までに行うものとする。

これ以外の時間帯に作業が必要な場合は、本市担当者と事前に協議すること。また、作業に要する費用は本契約納入業者の負担とする。

(6) 納入等における注意事項

- ・機器の設置に伴い必要なUTPケーブル（クライアント、ネットワークプリンタ等）およびOAタップについて、既存のものがあればそれを使用すること。
- ・ただし、別途OAタップやUTPケーブル等が必要となる場合には、納入業者が負担すること。

(7) 動作確認

設置された機器は、すべて使用可能な状態に調整して納品すること。また、動作確認に要する費用は、納入業者が負担すること。

このほかにも、借入物品の円滑な作動に必要な作業が発生すれば無償にて協力すること。

8 検査

- (1) 当該物品の納入完了後、物件の引渡し期日までの間に納入検査を行う。
- (2) 納入検査において、合格と認められないときは、本契約納入業者は本市担当者の指定する期日までに物品の交換または修正を本契約納入業者負担にて行うこと。

9 保証

- (1) 賃貸借契約期間中、本契約納入業者は機器のハードウェア的な故障の報告を、本市担当者から受けた後、速やかに指定場所へ赴き、障害機器のメーカーによる修理の手配を行うこと（引取によるメーカー修理も可能）。

なお、本市担当者以外からの指示による当該調達機器の障害対応は原則として認めないものとする。

また、修理完了品は、本調達の仕様を満たす状態で（ソフトウェア等インストール・ネットワーク初期設定含む。）納入し、機器メーカーによる修理完了を証明する書類（複写可）を本市担当者に提出すること。なお、その際の費用（機器修理費用含む。）は本契約納入業者負担とする。

- (2) 本賃貸借契約には、動産総合保険を付するものとする。

10 機器の返還

賃貸借期間満了後、機器は速やかに返還することとするが、納入者の承諾を得られた場合はその限りではないこととする。ただし、学校給食費システム用パソコンを除く。

11 その他

- (1) 本仕様に記載が無い事項についても、本仕様の作業に必要な消耗品・諸費用については本契約納入業者の負担とする。

(2) 賃借料支払条件

月毎に前月分の賃借料を支払うものとする。

(3) 動作確認

設置された機器は、すべて使用可能な状態に調整して納品すること。また、動作確認に要する費用は、納入業者が負担すること。

(4) その他

この仕様書に定めのない事項については、秋田市教育委員会学事課と協議のうえ決定するものとする。